

平成28年7月25日開催の第50回定期総会において承認された第51事業年度事業計画では、「公認会計士監査の強化及び自主規制の拡充に取り組むこと、並びに様々な領域における情報の信頼性確保の要請や公認会計士が有する財務及び会計に関する知見に対する期待に応えることを通じて、経済社会の健全な発展と公共の利益に積極的に寄与するとともに、会計・監査に対する社会における認識と公認会計士の魅力の向上を図ることを基本方針とする」として、次の8項目を重点施策に掲げ事業活動を展開した。

1. 公認会計士監査の信頼回復のための自主規制機能の一層の充実と職業倫理の徹底
2. 公認会計士監査強化のための環境整備など公認会計士業務に係る制度的枠組みに関する積極的な取組
3. 公的・非営利分野を含む、会計・監査制度及び関連基準の整備への対応
4. 国際財務報告基準の円滑な導入に向けた対応
5. 公認会計士が活動領域を拡大して社会に貢献し、国際的にも活躍していくための業務支援
6. 公認会計士が社会の多様なニーズに貢献し、国際競争力を強化していくための専門的かつグローバルな人材の育成
7. 会計・監査に対する社会における認識と公認会計士の魅力の向上のための諸施策の推進
8. 地域会を含む組織・財政基盤の整備と事務局機能の強化

なお、この事業及び会務の報告では、はじめに公認会計士監査の信頼性向上に関する取組を取り上げ、次いで、上記の各重点施策の状況について概観する。

<公認会計士監査の信頼性向上に関する取組>

公認会計士は、経済社会の変化に対応して、適正な情報開示及び情報の信頼性確保に取り組み、資本市場の健全な発展に寄与しなければならない。そのため、公認会計士監査の信頼性向上についても、本会は市場関係者の意見を踏まえながら、自らの改革として各種施策を推進してきた。

例えば、監査法人のガバナンス・コードの策定への参画、品質管理レビュー制度の在り方の検討、監査人が監査の過程で特に注意を払った「監査

上の主要な事項(Key Audit Matters(KAM))」の記載の議論、その他、企業情報の一体的開示、監査期間・時間・報酬の確保、不正事例研修の充実など、監査の信頼回復・品質向上のために、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」が平成28年3月8日付けで公表した提言「会計監査の信頼性確保のために」(以下「在り方懇談会提言」という。)も踏まえて取組を進めた。

個別分野における取組状況は、次のとおりである。

(1) 監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)

金融庁は、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が取りまとめた「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」を平成29年3月31日付けで公表した。

本会は、会長声明「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)の公表を受けて」を同日付けで発出し、本原則の公表を、監査法人のガバナンスの更なる向上の契機であり、本原則を適用する監査法人の真摯な取組と実践は、監査に対する資本市場からの信頼性の維持向上に資するものとした。一方で、本原則を適用しない監査法人においても、それぞれの特性等を踏まえた最も適切と考える方法にて、監査品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に努め、実効的な組織運営が期待されていると理解していると表明した。

なお、本原則において監査法人の運営状況の開示が求められていることと関連して、改めて監査法人の開示書類全般について整理を行うためにプロジェクトチームを設置して検討を開始している。

(2) 監査報告書の透明化に向けての検討

監査プロセスの透明性を確保することにより、株主や社会一般の監査に対する理解が進み、監査法人の実施する監査業務の品質の向上にも繋がるとの認識の下、監査上の主要な事項(KAM)を監査報告書に記載し、株主等の監査報告書の読み手のニーズにあった情報の提供を図ることについての検討を進めている。

本会では、ウェブサイト「監査報告に関する国際動向～監査上の主要な事項(KAM)について」を設置し、IAASB公表の監査報告に関連するガイダンス等を紹介するとともに、後述のシンポジウムで講演を行うなど、情報提供に努めた。

(3) 不正を見抜く力量の向上に向けて

本事業年度から必修化した不正事例研究の研修については、その更なる充実に向けて、不正を見抜く能力を向上させるために有効な研修は何かといった視点で検討し、ディスカッション形式による効果的な研修や、これを実践するための講師育成・講師のための研修、研修内容の理解度を確認する手法等の具体化に向けた調整を進めている。

また、各監査法人の取組を支援する方法についても意見交換を行い、監査の現場での取組事例(OJT等)を把握し、留意すべき点について検討した。

(4) その他の監査強化に向けた取組

監査におけるITの効果的な活用に向けた取組を進めるため、IT委員会に「未来の監査専門委員会」を設置し、長期視点でのテクノロジーを利用した監査に関する研究も進めている。これに関連して、平成29年3月22日に開催されたグローバル会計・監査フォーラム「国際的な市場経済を支える会計・監査の最新動向」(主催：日本経済新聞社、協賛：日本公認会計士協会)では、本会からも担当役員等が登壇して、AI・IoT時代を見据えた「ITを活用した監査のイノベーション」について様々な視点から議論を深めた。

また、平成29年3月23日にはシンポジウム「グローバル会計・監査フォーラムー公認会計士監査の変革のときー」を開催し、公認会計士監査の強化に向けた本会の取組状況について、全体像の説明を行った。

本会では、機関誌やウェブサイトによるものに加えて、このようなシンポジウムや公開の場での議論などを通じての意見発信に努めている。

<重点施策>

(前述の公認会計士監査の信頼性向上に関する取組に記載した事項のほか、以下のとおり取り組んだ。)

1. 公認会計士監査の信頼回復のための自主規制機能の一層の充実と職業倫理の徹底

(1) 自主規制機能の充実

公認会計士監査は、本会の自主規制が有効に機能していることが信頼の前提となる。そのため、様々な観点から自主規制機能の充実のための施策の検討・実行に当たった。

品質管理レビュー制度の運用について、監査事務所の監査の品質管理状況の調査を行うレビューアーを増員し、情報収集の態勢の強化によるレビュー対象業務についての継続的なリスク評価の実施、過去の不正事

例を踏まえた、経営者による不正リスクについての識別と評価及びそれに対応する監査手続等の十分性についての重点的なレビューの実施、経済環境、業種特有のリスク、経営者による不正リスクを考慮したレビュー対象業務の選定など、レビューについての質的・量的な充実を図った。

同時に、品質管理レビュー制度の在り方について、本会の自主規制の中核となっているとの認識の下、研究者、法律家などの有識者を主なメンバーとして、平成27年12月に設置された「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」において、制度改正も視野に入れて、品質管理レビューに関する情報提供の充実や現行制度の課題等について精力的に検討を進めている。

継続的専門研修（CPE）制度においては、「在り方懇談会提言」において企業不正を見抜く能力の育成が指摘されたことも踏まえて、継続的専門研修制度に関する細則を一部変更し、法定監査業務に従事する会員に1事業年度につき2単位の不正事例に関する研修受講を義務付けた。

また、CPE制度については、未だその受講義務を果たさない会員が一定数いることから、プロジェクトチームを設置して、義務不履行者に対する是正措置の実効性向上、会員の研修受講状況に関する一般社会への情報提供の充実の観点から制度整備の検討を行った。なお、プロジェクトチームは、平成29年4月3日付けで検討結果を取りまとめ、これを受けて本定期総会に、会則及び規則の一部変更案等を上程している（第2-1号議案及び第2-2号議案）。

(2) 職業倫理の理解に資する資料の提供

倫理規則をはじめとする職業倫理に関する各種の規定、指針等については、業務の基本的な原則となるものであり、従前から研修会等を通じてその浸透を図ってきた。本事業年度は、従前からの取組に加えて、倫理委員会において、より職業倫理の理解に資する資料として、諸規定の体系や主な内容を簡潔に取りまとめて整理した「職業倫理ガイドブック」及び同ガイドブックから利便性の高い項目を抽出して携帯用の手引きとした「職業倫理に関する必携ガイド」を作成し、全会員に提供した。「必携ガイド」では関連指針等を容易に参照できるよう、本会ウェブサイトの該当ページへのリンクをQRコードで掲載した。

2. 公認会計士監査強化のための環境整備など公認会計士業務に係る制度的枠組みに関する積極的な取組

(1) 公認会計士制度に関する検討

公認会計士の活動領域が拡大している昨今の状況を踏まえて、監査専

専門家としてだけでなく、会計専門家としての公認会計士の資格・業務の制度は、いかにあるべきかという視点で、プロジェクトチームを設置して検討した。その結果、登録制度の在り方、資格取得の在り方、業務範囲・規制の在り方について、平成28年6月6日付けで「日本の公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿に関する論点（中間報告）」として取りまとめ、公表した。

(2) 監査環境の整備

本会は、公認会計士が高品質な監査を実施するためには、十分な監査期間が必要不可欠であるとの考え方を発信してきた。

本事業年度においては、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」（以下「日本再興戦略2016」という。）を受けて、政府の日本経済再生本部に設置された未来投資会議における「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討」について、監査人の視点から検討を行った。

また、会員が被監査会社と期末監査の実施スケジュールを検討する際に、十分な監査期間の確保が重要であることを説明するためのツールを作成・公表した。なお、平成28年4月18日付けで公表された金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」を受け、東京証券取引所は有価証券上場規程及び決算短信作成要領等の改正を行い、本会が意見を表明したとおり、決算短信等が監査等の対象外であることが明確にされた。会員に対しては、平成29年2月22日付けで「株式会社東京証券取引所の決算短信・四半期決算短信の記載事項の見直しについて」を発出し、考え方の普及に努めた。

(3) 決算関連業務従事者の働き方に関する会長声明の発出

3月決算会社の期末の決算作業を念頭に、官民を挙げた昨今の働き方改革の議論も踏まえて、平成29年3月31日付けで会長声明「昨今の働き方改革の議論を踏まえた決算に関する業務の在り方について」を発出した。この会長声明では、企業、監査人の双方における決算に関する業務の繁忙期の負荷の高まりを懸念していることや、決算に関する業務に関わる関係者の働き方の改善が、経済社会の持続的な発展に寄与するものと考えている旨を表明した。

3. 公的・非営利分野を含む、会計・監査制度及び関連基準の整備への対応

(1) 社会福祉法人への公認会計士監査の導入への対応

一定規模以上の社会福祉法人への公認会計士監査の導入を含む社会福祉法等の一部を改正する法律は、平成28年3月31日に成立・公布され、

平成29年4月1日から施行されることとなった。

本会では、改正法の施行を控えて、会計専門家の立場から政省令の整備等に関して関係者との意見交換等を通じて積極的に意見発信をするとともに、会員に対しては、平成28年10月13日付けで会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」を、平成28年12月16日付けで関係役員連名による「社会福祉法人への公認会計士監査の導入に当たって」を発出し、公認会計士に対する社会からの要請に応えられるよう、自己研鑽に努め、監査対象法人の特性に合わせた効果的・効率的な監査を行うことなどを要請した。

また、会員の業務の実施に関して、非営利法人委員会実務指針「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(公開草案)を平成29年1月30日付けで公表した(確定版の公表は平成29年4月27日)。そのほか、平成28年8月12日には、解説資料「公認会計士監査(会計監査人の監査)の概要」、社会福祉法人・医療法人向けのリーフレット「公認会計士による監査が制度化されました」を公表し、関係者への制度周知に供した。

(2) 非営利分野における会計制度等に関する提言

本会では、平成27年5月に非営利組織会計の基本枠組み及び会計上の論点について整理した「非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理」を公表した。その後、同論点整理で示された個別論点について検討を進め、本事業年度においては、平成28年9月20日付けで非営利法人委員会研究報告第30号「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～反対給付のない収益の認識～」を取りまとめ公表した。

また、急速な高齢化等を背景とした社会保障費の増加といった社会的な課題に対して、社会保障サービスの提供主体である民間非営利組織のガバナンスに着目し、効果的かつ効率的な経営に導くガバナンスの在り方や、その構築が社会保障制度の持続性を担保することにどのように寄与するかという視点から検討を行い、平成29年1月25日付けで非営利法人委員会研究報告第31号「持続可能な社会保障システムを支える非営利組織ガバナンスの在り方に関する検討」を取りまとめ公表した。

(3) 合意された手続業務に関する実務指針等の公表

合意された手続業務については、公認会計士が実施する監査以外の保証業務として、監査・保証実務委員会において、かねてから求められていた一般規範の取りまとめを終え、平成28年4月27日付けで専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」として公表した。

また、平成28年7月25日付けで「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ & A」を公表した。

4. 国際財務報告基準の円滑な導入に向けた対応

「日本再興戦略2016」においては、前年に引き続き、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進が盛り込まれた。

本会では、平成28年8月24日にIASB関係者を講師として「フレームワークに基づくIFRS教育」研修会をIFRS財団との共催で開催した。また、平成29年3月3日には、IFRS財務諸表における表示・開示をテーマに、IASBの表示・開示プロジェクトの動向、利用者の視点、日本及び海外におけるIFRS適用会社の表示・開示の状況などについて、アナリスト関係者などを招いて、セミナー「IFRS財務諸表における表示・開示－IASB・利用者・監査人の視点から－」を開催した。このように、関係機関・団体とも連携してIFRSの普及に努めた。

なお、平成29年3月現在、IFRS適用済・適用決定会社数は、併せて142社となっている。

5. 公認会計士が活動領域を拡大して社会に貢献し、国際的にも活躍していくための業務支援

(1) 社外役員会計士の支援

平成27年6月から上場会社に適用されている「コーポレートガバナンス・コード」では、上場会社は、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべき」とされ、また、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべき」とされたことを受けて、社外取締役等に就任する公認会計士が増加している。

本会では、組織内会計士協議会に「取締役及び監査役専門委員会」を設置し、社外取締役等として公認会計士が備えるべき知識等について検討・周知を図ってきたところであるが、今後これまで以上に、社外取締役等の適任者として公認会計士への需要は高まると考え、支援態勢の強化を検討してきた。その結果、「取締役及び監査役専門委員会」を発展的に改組し、新たに、会員のネットワーク組織を含む「社外役員会計士協議会」を設置することとした。なお、これを受けた会則の一部変更案を、本定期総会に上程している(第3号議案)。

(2) 公会計協議会等の活動

社会福祉法人及び医療法人の法定監査導入を目前に控え、関係政省令の公布が本事業年度にずれ込んだものの、これらの業務に関心のある会

員向けの研修会や各地域で所轄庁や関係団体と連携した説明会等を延べ80回開催し、会員の支援とともに、関係者の理解を得るための施策を積極的に展開した。また、社会福祉法人・医療法人に関して各地域会で開催される研修会等に非営利法人委員会から22回にわたって講師を派遣した。

地方公共団体の行財政改革に携わる専門家を養成する目的で公会計協議会に設置されている「地方公共団体会計・監査部会」では、部会員となるための「初期研修」と部会員を継続するための「継続研修」をeラーニングとして用意しており、「継続研修」について予定していた全ての科目（65科目）のコンテンツのうち本事業年度分として予定していた科目の作成を完了し、平成29年2月から配信を開始した。

なお、公会計協議会では、公的・非営利分野の業務に直接関係のある関係法令や本会の公表物に関する情報のほか、行財政制度や社会保障関連の情報について幅広く収集し、会員に提供した。

(3) 中小企業支援

昨今、公認会計士による中小企業の海外展開支援への期待が高まっていることを踏まえて、本会では、海外に駐在し現地で活動している会員事務所の名簿を「中小企業の海外展開を支援する日本の公認会計士が所在する海外事務所名簿（アジア地区）」として公表した。平成29年2月末現在、同名簿には155事務所掲載されている。

また、中小企業経営者の高齢化が進む中で事業承継が課題となっており、中小企業庁では近年の中小企業を取り巻く状況の変化を踏まえた事業承継の在り方が検討され、平成28年12月5日付けで「事業承継ガイドライン」が公表された。本会は、中小企業庁に設置された検討会に参画してガイドライン策定に協力したほか、研修会を通じて会員への情報提供に努めた。

6. 公認会計士が社会の多様なニーズに貢献し、国際競争力を強化していくための専門的かつグローバルな人材の育成

(1) 実務補習規程等の見直し

「在り方懇談会提言」では、適切な資質・力量を備えた公認会計士の育成の観点から、実務補習の在り方についての継続的な検討が求められ、また、平成26年度税理士法改正に伴う実務補習における税法科目の充実も期待されていた。このような状況も踏まえて、平成28年3月に実務補習の在り方検討プロジェクトチームの報告書が取りまとめられた（平成28年5月24日常務理事会承認）。同報告書では、実務補習に関して全般的

な提言が行われており、このうち、考査の取扱い、考査及び修了考査の問題の公表等の提言に対応するため、平成28年10月13日付けで実務補習規程及び実務補習所運営細則の変更を行った。具体的な内容は、特に重要と考える科目グループの考え方による修了要件の追加、税務関連の考査の実務補習所間での統一化、考査及び修了考査の問題の一般公開などであり、平成29年11月以降に入所する実務補習生から適用されることとなっている。

また、実務補習の在り方検討プロジェクトチームの提言のうち、上記以外の実務補習の教材、講師、IESとの関係等については、引き続きその具現化に向けた検討を進めている。

なお、このような実務補習の充実策も踏まえ、国税審議会は平成28年6月16日付けで、実務補習の税法に関する研修を、税理士法施行規則第1条の3第1項に規定する研修として指定した。

(2) グローバルに活躍できる人材の育成

「日本再興戦略2016」においては、国際会計人材の育成について、「関係機関等と連携して、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する」こととされた。これを受けて、財務会計基準機構に「国際会計人材プールに関する検討会」が設けられ、本会もこれに参画して本会としての意見を発信した。検討会では、国際的な場で意見発信できる人材の育成等の在り方について議論され、国際会計人材の「見える化」を図り活躍の場を広げること、国際会計人材として活躍したいと考える個人のキャリア形成のサポート等を目的として、「国際会計人材ネットワーク」を構築することとなった。本会は、このネットワークの登録窓口のひとつとして、個人事務所開業会員、組織内会計士、監査法人勤務者の別に申請の受付を行った。その結果、平成29年3月時点で合計642名がネットワークに登録している。

また、本会では、国際組織において、将来日本の代表として活躍できるような国際的な知見と経験を備えた人材の育成に継続的に取り組んでいる。その一環として、国際委員会が主催して、国際舞台での活躍を目指す会員を増やしていくための勉強会を開催したほか、国際会計基準審議会（IASB）客員研究員を務める会員を迎えてインタビューを行い、国際的な組織での業務の魅力や必要な素養等についての経験談を会員に届けた。

7. 会計・監査に対する社会における認識と公認会計士の魅力の向上のための諸施策の推進

公認会計士試験の願書提出者・合格者については、平成28年度試験において、昨年度比で願書提出者68名増、合格者89名増と、平成20年度試験以来8年ぶりに若干ではあるが増加に転じた。しかしながら、なお優秀な人材を確保する必要があると、引き続き公認会計士の魅力向上に向けた取組を進めた。

若年層向けの認知度向上の施策として、公認会計士制度説明会を、本部及び地域会で高校生対象に32回、大学生対象67回の計99回開催し、公認会計士の魅力を高校生・大学生に直接訴えかけた。また、大学構内において「挑め！公認会計士」のテーマで制作した動画の投影、テーマ内容を印刷した書籍袋の配付など、新たな試みも実施した。

平成28年定期総会においては、会則を変更して「女性会計士活躍促進協議会」を設置した。同協議会では、セミナー「公認会計士の魅力と女性活躍の展望」を開催したほか、地域会における女性会員の活躍の現状などを確認するため、地域会において意見交換会等を実施した。

本会では女性会計士活躍促進協議会を通じて女性会員を対象とする施策を進める一方、公認会計士に限られない、広い意味での女性のキャリア支援などについても、積極的な発信を行った。平成28年9月23日には、シンポジウム「財務・会計スキルが広げる女性活躍推進社会のいま」（主催：日本経済新聞社、特別協賛：日本公認会計士協会）に関根会長が登壇した。また、IFAC会長が来日した際には、ダイバーシティをテーマとした関根会長との対談を企画し、動画を収録してYouTubeにて公開した。

本会は、会計専門家である公認会計士の団体として、社会のインフラである会計の普及に貢献していく必要があるとの認識の下、本事業年度においては、会計基礎教育の推進への取組を本格的に開始した。平成28年定期総会において会則を変更し、本会が会計基礎教育の推進に取り組むことを明確にし、その一環として「会計基礎教育推進会議」を設置した。同会議では、会員以外の学識経験者の参画も求めて、本会の会計基礎教育の施策の基本方針等を検討している。

また、公認会計士業務の視点に限らず、社会情勢の中からその問題点を見だし、政策手段としての税制はどうあるべきかという観点で検討の上取りまとめた「平成29年度税制の在り方に関する提言」（平成28年7月25日付け）の公表のように、会計専門家の団体としての社会貢献のための意見発信に努めた。

8. 地域会を含む組織・財政基盤の整備と事務局機能の強化

多様化する会員の業務に対する支援や公認会計士を取り巻く環境変化に

対応した自主規制を着実にやっていくために、前事業年度に引き続き、本部及び地域会において、労働市場の需給が逼迫する中ながら、人員態勢の強化に努めた。本事業年度においては、地域会における採用業務への協力を行ったほか、更に全国事務局連絡会議、地域会事務局職員に対する業務研修会を複数回開催するなど、資質の向上にも取り組んだ。また、本会が会員に係る情報を適切に管理するとともに、会員支援に的確に活用することができるよう、基幹システムを強化・改善するための更改に着手した。

このような事務局機能の強化、年々増加する会員に関する情報の適切な管理・運用を実現するためのITシステムへの投資、事業の活発化を受けた施設の拡充など、事業を遂行していく上で必要な整備を進めているが、本会財政への影響と必要な施策を検討するため、プロジェクトチームを設置して、本会財政の在り方についての検討に着手した。

<新執行部の発足>

平成28年7月25日定期総会終了をもって、関根愛子会員が会長に就任した。

関根会長は、本事業年度事業計画の重点施策に掲げられた事項を中心に、任期中に取り組むべき課題を取りまとめた上、「公認会計士監査の信頼性向上」、「多様な領域での会計インフラへの貢献」及び「国際性・多様性を担える人材の確保と公認会計士の魅力向上」を会務運営の指針とし、更に、これらを支えるためのプラットフォームの確立として、持続可能な協会財政の検討、本部・地域会の一体的な運営などを当面取り組むべき事項として示した。そして、このような会務運営の指針を周知するとともに、新たな課題を把握するため、平成28年9月から12月までにかけて、全国16地域会を訪問し、各会員との対話に努めた。

また、関根会長は、本会初の女性会長ということもあり、メディアの取材も活発で、上記の会務運営の指針や昨今の会計・監査をめぐる状況のほか、女性活躍促進の観点から自らの考え方も積極的に発信した。

<ガバナンスの状況>

本事業年度末日現在、役員の構成は、関根会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名となっている。なお、理事のうち2名は、山浦久司明治大学大学院教授及び大場昭義日本証券アナリスト協会会長が、監事のうち1名は、大塚宗春早稲田大学名誉教授が、それぞれ就任し、外部の視点から本会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関連する機関では、推薦委員会において定数16名のうち2名（岸田雅雄早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授及び吉野貞雄

平和不動産(株)相談役)、報酬委員会において定数5名のうち2名(清水湛弁護士及び吉野貞雄平和不動産(株)相談役)の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として会務運営諮問会議を設置している。同諮問会議は、有識者から委嘱した顧問6名で構成されている。なお、顧問は、次のとおりである。

清水 湛(弁護士/株式会社東京証券取引所社外監査役/元広島高等裁判所長官)

伏屋 和彦(一般社団法人日本内部監査協会会長)

隅 修三(一般社団法人日本IR協議会会長)

島崎 憲明(元住友商事株式会社特別顧問/元国際財務報告基準財団評議員)

永易 克典(株式会社三菱東京UFJ銀行相談役)

清田 瞭(株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO)

以 上